

広島県告示第六百六十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業所	指定年月日	
	名称	所在地			
	有限会社ひばり	福山市神辺町西中条二二七七番地の二三	ひばり訪問介護センター	福山市神辺町西中条二二七七番地の二三	平成一九年四月一日